

# 守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会 運営要領

令和5年11月6日制定

## (趣旨)

第1条 この要領は、守口市立認定こども園の民間移管に伴う認定こども園運営者選考委員会(以下「運営者選考委員会」という。)の運営に必要な事項を定める。

## (運営者選考委員会の公開)

第2条 運営者選考委員会は原則公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 個人に関する情報をはじめ、特定の個人を識別しうる内容について審議する場合
- (2) 法人に関する情報をはじめ、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある内容について審議する場合
- (3) 運営者選考委員会を公開することにより公正かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合
- (4) その他正当な理由があると認める場合

2 運営者選考委員会の委員長(以下「委員長」という。)は、運営者選考委員会における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずる等、必要な措置をとることができる。

## (議事録)

第3条 運営者選考委員会における議事録は、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 運営者選考委員会の日時及び開催場所
- (2) 出席した委員の氏名及び人数
- (3) 議事の経過及び概要
- (4) その他必要な事項

2 前項の議事録には、委員長が指名した2名の委員が署名するものとする。

3 議事録及び配布資料は公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に支障を及ぼすおそれがあると認める場合またはその他正当な理由があると認める場合は、議事録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができます。

(守秘義務)

第4条 委員またはその他運営者選考委員会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員選任後の確認)

第5条 市立認定こども園主管課は、委員と提案者との間の接触又は利害関係等の有無について、選定委員会の審査開始前等に委員からの聴き取り等により確認することとする。なお、候補者選定終了までの間に、提案者から委員に対して故意の接触があった場合は、委員は事業所管課等へ通報することとし、当該提案者を選定対象から除外するものとする。

(委員の審査関与制限等)

第6条 委員会の審査に入り、委員から審査内容に関して利害関係がある旨の申告があった場合は、当該委員を審査に関与させないこととする。また、委員が故意に不正行為を行った場合は、委員を解任する。

(委員の補充等の対応)

第7条 提案者からの委員に対する不正行為等が認められた場合は、その後の委員会運営を継続することについて問題がないか確認を行い、適正な審査の継続が不可能と判断した場合は、改めて委員の補充等の対応を図ることとする。

附 則

この要領は、令和5年11月6日から施行する。